

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文 目次

○	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）（抄）	1
○	道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（抄）	1
○	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）	3
○	道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）	5
○	※道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百三十八号）の改正内容を反映したもの	5
○	全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（抄）	6
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（抄）	6
○	※中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（令和二年政令第二百八十六号）の改正内容を反映したもの	6
○	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）	8
○	※持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十六号）の改正内容を反映したもの	8
○	道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄）	11
○	※持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十六号）の改正内容を反映したもの	11
○	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）	11
○	※持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十六号）の改正内容を反映したもの	11
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）	13
○	※持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十六号）の改正内容を反映したもの	13

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）（抄）

（軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画等の認定の申請）

第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第三十条第三項の認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画又は新地域旅客運送事業計画に係るものに限る。）を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2（略）

○ 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（抄）

（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）

第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一 法第四条第一項の規定による事業の許可（当該事業に係る路線が国土交通省令で定める地方的な路線の基準に該当するもの（以下「地方路線」という。）である場合又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のもの（以下「不定路線事業」という。）である場合に限る。）

二 法第九条第一項の規定による運賃又は料金の上限の設定又は変更の認可であつて、次に掲げるもの

イ 事業計画の変更のうち停留所の新設、廃止又は位置の変更に伴う運賃の上限の設定又は変更に関するもの

ロ 運行計画の変更のうち運行系統の変更に伴う運賃の上限の設定又は変更に関するもの

ハ 深夜における旅客その他の特殊の旅客に適用する運賃の上限の設定又は変更に関するもの

ニ イからハまでに掲げるもの以外の運賃の上限の設定又は変更に関するもの（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のもの（以下「不定路線事業」という。）である場合に限る。）

ホ 料金の上限の設定又は変更に関するもの

三 法第九条第三項の規定による届出の受理であつて次に掲げるもの又は同条第四項若しくは第五項の規定による届出の受理

イ 前号に掲げるものとして法第九条第一項の認可を受けた運賃又は料金の上限に係る運賃又は料金の設定又は変更に関するもの

ロ 適用する期間又は区間その他の条件が付された運賃の設定又は変更に関するもの

四 法第九条第六項の規定による運賃等又は運賃若しくは料金の変更の命令（前号に規定する届出に係るものに限る。）

- 五 法第十一条第一項の規定による運送約款の設定又は変更の認可
- 六 法第十五条第一項の規定による事業計画の変更（路線の新設に関するものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）の認可又は同条第三項若しくは第四項若しくは法第十五条の二第一項に規定する事業計画の変更に係る届出の受理
- 七 法第十五条の二第二項の規定による意見の聴取
- 八 法第十五条の二第三項の規定による通知
- 九 法第十五条の二第五項の規定による届出の受理
- 十 法第十五条の三第一項の規定による運行計画の設定又は同条第二項若しくは第三項の規定による運行計画の変更に係る届出の受理
- 十一 法第十六条第二項の規定による事業計画に定める業務の確保に関する命令
- 十二 法第十九条第一項の規定による認可
- 十三 法第十九条の二の規定による命令又は認可の取消し
- 十四 法第二十二条の二第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更に係る届出の受理（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）
- 十五 法第二十二条の二第三項の規定による命令（前号に規定する届出があつた安全管理規程に係るものに限る。）
- 十六 法第二十二条の二第五項の規定による安全統括管理者の選任又は解任に係る届出の受理（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）
- 十七 法第二十二条の二第七項の規定による命令（前号に規定する届出（選任に係るものに限る。）があつた安全統括管理者に係るものに限る。）
- 十八 法第二十三条第三項の規定による運行管理者の選任又は解任に係る届出の受理
- 十九 法第二十三条の二第一項の規定による運行管理者資格者証の交付
- 二十 法第二十三条の三の規定による命令
- 二十一 法第二十七条第四項の規定による命令（法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程の遵守に関するものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）
- 二十二 法第三十条第四項の規定による命令
- 二十三 法第三十一条の規定による命令（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）
- 二十四 法第三十五条第一項の規定による許可（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）
- 二十五 法第三十六条第一項又は第二項の規定による認可（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）
- 二十六 法第三十七条第一項の規定による認可（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）
- 二十七 法第三十八条第一項又は第二項の規定による事業の休止又は廃止に係る届出の受理
- 二十八 事業の休止又は廃止に関する第七号から第九号までに掲げる権限に相当する権限
- 二十九 法第四十条の規定による輸送施設の使用の停止の命令又は事業の停止の命令若しくは許可の取消し（当該事業に係る路線が地方路線であ

る場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）

三十 法第四十一条第一項の規定による命令であつて次に掲げるもの並びに同項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置

イ 事業用自動車の使用の停止の命令をした場合に係るもの

ロ 事業の停止の命令をした場合に係るもの（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）

三十一 法第四十一条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付

三十二 旅客自動車運送適正化事業実施機関に関する権限（法第四十三条の二第一項の規定による区域の設定を除く。）

三十三 専用自動車道に関する権限（第六号に掲げる権限であつて専用自動車道に関する事項の変更に関するものを除く。）

2 〃 4 （略）

（有償旅客運送の禁止等に関する権限の委任）

第五条 法第八十三条ただし書の規定による許可及び法第八十四条第一項の規定による命令は、地方運輸局長に委任する。

2 （略）

〇 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）

（中小企業者の範囲）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第十六号ホに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第十六号チの政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会

(主務大臣)

第五条 (略)

2 法第四条第一項並びに第四項及び第八項(これらの規定を法第五条第三項において準用する場合を含む。第七条において同じ。)、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

- 一 中小企業流通業務総合効率化事業 イからハまでの区分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣
- イ 貨物流通事業者(貨物の輸送、保管その他の流通のうち国土交通省の所掌に係るもの)の事業を行う者をいう。以下この項において同じ。)が実施するもの 国土交通大臣及び経済産業大臣
- ロ 食品等生産業者等が実施するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣
- ハ 貨物流通事業者及び食品等生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣
- 二 前号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 イからニまでの区分に応じ、それぞれイからニまでに定める大臣
- イ 貨物流通事業者が実施するもの 国土交通大臣
- ロ 食品等生産業者等が実施するもの(ハに掲げるものを除く。) 農林水産大臣
- ハ 食品等生産業者等が実施するもののうち、物資の流通の効率化を図るための情報処理システム、設備又は一連の措置(物資の種類を問わず利用し、又は実施し得るものに限る。)を導入するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣
- ニ 貨物流通事業者及び食品等生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣

3 (略)

(都道府県が処理する事務)

第六条 法第四条第一項及び第四項(法第五条第三項において準用する場合を含む。)、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限(一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)に属する事務は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第七条 法第四条第一項、第四項及び第八項、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する

権限並びに法第四条第七項（法第五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもの）に限り、貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。）並びに法第七条第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

2 法第四条第一項、第四項及び第八項、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四条第七項の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものうち港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るもの）に限り、国土交通大臣の権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

3 法第四条第一項、第四項及び第八項、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限（一の経済産業局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもの）に限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものを除く。）は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第四条第一項、第四項及び第八項、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限（一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもの）に限り、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。

○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）
 ※道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百三十八号）の改正内容を反映したもの

（権限の委任）

第十五条（略）

2～6（略）

7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十	国土交通大臣	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支

<p>五年法律第七十五号) 第五十二条第二項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号) 第二十七条の六第七項並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号) 第十七条の三第二項において準用する場合を含む。) 並びに貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第三十四条第三項及び第四項(これらの規定を同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)</p>		<p>局長</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

○ 全国新幹線鉄道整備法施行令(昭和四十五年政令第二百七十二号)(抄)

附則

8 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第六十九号) 附則第二項
- 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号、第十三条第一項第一号から第六号まで及び第十号(同項第一号から第六号までに係る部分に限る。) 並びに附則第十条第一項

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)(抄)

※中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(令和二年政令第二百八十六号)の改正内容を反映したもの

(業務の範囲等)

第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。

- 一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業
- イ 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) 第十四条第一項に規定する中小企業者等が共同で行おうとする経営革新に関する計画であつて同項の承認を受けたもの(同法第十五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの)に従つて行う経営革新のための事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第五条第一項に規定する特定下請組合等が、同項に規定する振興事業計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第五条第一項に規定する振興事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ハ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第十六号に規定する中小企業者が実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第四条第一項の認定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二 次に掲げる中小企業者の事業の共同化に係る事業

イ 特定中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員たる事業者の三分の二以上が中小事業者（法第二条第一項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。）であるもの又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。）が行う事業であつて経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ 企業組合又は協業組合が行う事業であつて経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ハ 中小企業者が会社である他の中小企業者と合併する場合において、当該合併後存続する会社（中小企業者である会社に限る。以下ハにおいて同じ。）又は当該合併により設立した会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ニ 中小企業者が会社である他の中小企業者に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社（中小企業者である会社に限る。ホにおいて同じ。）が当該出資を行った中小企業者と共同して行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ホ 一般社団法人（経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）が会社に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

三 事業協同組合若しくは事業協同小組合のみを会員とする協同組合連合会（以下この号において「事業協同組合等」という。）又は当該事業協同組合等の中小企業者である組合員若しくは所屬員（中小事業者である組合員又は所屬員については、資本金の額若しくは出資の総額が三億円（小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については百人）以下の会社若しくは個人（以下「特定中小事業者」という。）であるものに限る。以下この号において同じ。）が、当該事業協同組合等が作成する計画であつてその内容が経済産業省令で定める基準に適合しているものに基づき、当該事業協同組合等の組合員又は所屬員が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業

四 事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員である事業者の三分の二以上が中小事業者であるもの又はこれらの組合若しくは連合会の中小企業者である組合員若しくは所屬員（中小事業者である組合員又は所屬員については、特定中小事業者であるものに限る。以下この号において同じ。）が、当該組合又は連合会が作成する計画であつてその

内容が経済産業省令で定める基準に適合しているものに基づき、当該組合又は連合会の組合員又は所属員の経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業
て、当該組合又は連合会の組合員又は所属員の経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業
25 (略)

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）

※持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十六号）の改正内容を反映したもの

（貨客運送効率化実施計画の認定）

第二十七条の九（略）

2（略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その貨客運送効率化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 貨客運送効率化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 貨客運送効率化実施計画に定める事項が貨客運送効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 貨客運送効率化実施計画に定められた事業のうち、鉄道事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号に掲げる基準

ロ 鉄道事業法第七条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

ハ 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項の基準

四 貨客運送効率化実施計画に定められた事業のうち、鉄道事業に該当するものであつて、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

五 貨客運送効率化実施計画に定められた事業のうち、軌道事業に該当するものであつて、次のイ又はロに掲げる特許又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ 軌道法第三条の特許 同条の特許の基準

ロ 軌道法第十一条第一項の運賃及び料金の認可 同項の認可の基準

六 貨客運送効率化実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号に掲げる基準

ロ 道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準

道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準

道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準

道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準

道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準

八 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

七 貨客運送効率化実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。

八 貨客運送効率化実施計画に定められた事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の内容が貨物自動車運送事業法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、同法第五条各号のいずれにも該当しない場合であること。

九 貨客運送効率化実施計画に定められた事業のうち、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）による第一種貨物利用運送事業（次条第二項において単に「第一種貨物利用運送事業」という。）に該当するものについては、当該事業を実施する者が同法第六条第一項各号（第五号を除く。）のいずれにも該当しないこと。

十 貨客運送効率化実施計画に定められた事業のうち、貨物利用運送事業法による第二種貨物利用運送事業（次項において単に「第二種貨物利用運送事業」という。）（外国人国際第二種貨物利用運送事業（同法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。次項において同じ。）を除く。）に該当するものについては、当該事業の内容が同法第二十三条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第二十条各号のいずれにも該当しないこと。

4
5
8 (略)

9 第二項から第七項までの規定は、前項の認定について準用する。

10
11 (略)

(地域公共交通利便増進実施計画の認定)

第二十七条の十七 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域公共交通利便増進実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 地域公共交通利便増進実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 地域公共交通利便増進実施計画に定める事項が地域公共交通利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであって、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号（第三号を除く。ロにおいて同じ。）に掲げる基準

ロ 鉄道事業法第七条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

ハ 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項の基準

四 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであって、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

五 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものであって、次のイからハまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ 軌道法第三条の特許 同条の特許の基準

ロ 軌道法第十一条第一項の運賃及び料金の認可 同項の認可の基準

ハ 軌道法第二十二条ノ二の許可 同条の許可の基準

六 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号（第二号を除く。ハにおいて同じ。）に掲げる基準

ロ 道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準

ハ 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

七 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。

八 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであって、道路運送法第七十九条の登録又は同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも該当しないこと。

九 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからニまでに定める基準に適合すること。

イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四条各号（第三号を除く。ハにおいて同じ。）に掲げる基準

ロ 海上運送法第八条第三項の認可 同条第四項の基準

ハ 海上運送法第十一条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第四条各号に掲げる基準

ニ 海上運送法第十一条の二第二項の認可 同条第三項において準用する同法第四条第六号に掲げる基準

十 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

3～5 (略)

6 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。

7・8 (略)

(道路運送法の特例)

第二十七条の二十 (略)

2～6 (略)

7 道路運送法第四十一条の規定は、前項の規定により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を命じた場合について準用する。

8・9 (略)

○ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）

※持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十六号）の改正内容を反映したもの

（禁止行為）

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

（地方公共団体への通知）

第九十一条の二 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行に係るものに限る。）について第四条第一項の許可又は第十五条第一

項の認可の申請（路線の新設に係るものその他の国土交通省令で定めるものに限る。）があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該申請があつた旨を関係地方公共団体に通知するものとする。

2 (略)

○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）

※持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十六号）の改正内容を反映したもの

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 十六 (略)

十七 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（口から二までに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ホ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- ヘ 企業組合
- ト 協業組合
- チ 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの
- 十八 (略)

(総合効率化計画の認定)

第四条 (略)

257 (略)

- 8 国土交通大臣は、総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する都道府県公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は都道府県公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。
- 9 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものを除く。）に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体に意見を聴くものとする。
- 10 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴くものとする。
- 11 国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項（港湾流通拠点地区において同項の特定流通業務施設の整備を行うものに係るものに限る。第十三項において同じ。）が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。
- 12 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。
- 13 国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾流通

14 拠点地区を指定した港湾管理者に通知するものとする。
(略)

(総合効率化計画の変更等)
第五条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業(地域公共交通計画に定められたものに限り)に該当するものが記載された認定総合効率化計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

4 前条第四項から第十四項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第七項中「軌道法第三条の特許」とあるのは、「軌道法第十六条第一項(軌道の譲渡に係る部分に限る。)若しくは第二十二條ノ二の許可又は同法第二十二條の認可」と読み替えるものとする。

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)(抄)

※持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第三十六号)の改正内容を反映したもの

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設を行うこと。
- 二 新幹線鉄道の建設に関する調査を行うこと。
- 三 第一号の規定により建設した鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸し付け、又は譲渡すること。
- 四 前号又は第六号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行うこと。
- 五 国土交通省令で定める規格を有する鉄道(新幹線鉄道を除く。)又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良(以下「大改良」という。)を行うこと。
- 六 前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸し付け、又は譲渡すること。
- 七 海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者で使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。
- 八 前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。
- 九 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項に規定する業務を行うこと。

十 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務を行うこと。
十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2
4 (略)